

網使用料算定根拠

目 次

.算定手順	2
.原価の算定及び料金の設定	3
.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	4
.接続料収納までの平均的な日数の算定	5
.資本構成比率の算定	6
.他人資本利率の算定	7
.自己資本利益率の算定	8
.利益対応税率の算定	9
(別紙1) 端末回線伝送機能の算定根拠(補正申請) <平成14年1月31日認可>の算定根拠	10
(別紙2) 端末回線伝送機能の算定根拠 <平成14年1月31日認可>の算定根拠	11

算定手順

(1) 端末回線伝送機能

平成14年1月31日認可
「網使用料算定根拠」記載の料金
(H13.11.8申請、H14.1.31補正申請)

(2) 加入者回線のうち引込分岐点～保安器間コスト

創設費の算定

年経費の算定

接続料の算定

物品費・取付費
諸掛費
共通割掛費

設備管理運営費
他人資本費用
自己資本費用
利益対応税

端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送方式を用いるもの

接続料規則 第十条（指定設備管理運営費の算定の特例）

・原価の算定及び料金設定

・ 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能

イ 第2群の伝送方式を用いるもの

(1)原価の算定

A. 加入者回線

・メタル設備のみを用いる加入者回線

区分	コスト等	備考
1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1）・月））	1,233	（別紙1）端末回線伝送機能（補正申請）（H14131認可）の網使用料算定根拠のBの のcより

加入者回線のうち引込分岐点～保安器間（1回線あたり）

区分	コスト等	備考
a創設費（円/月）	9,755	接続約款の料金表第2欄改定料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
b設備管理運営費（円/月）	1,475	
c他人資本費用（円/月）	69	
d自己資本費用（円/月）	57	
e利益対応税（円/月）	57	
f合計（円/月）	1,658	b + c + d + e
g1回線あたりコスト（円/月）	138	f ÷ 12ヵ月

加入者回線のうち局舎～引込分岐点間

区分	コスト等	備考
a1回線あたりコスト（円/月）	1,095	- のg
b加入者回線に占める局舎～引込分岐点間コストの割合	0.8881	a ÷

B. 主配線盤

・メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤

区分	コスト等	備考
1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1）・月））	30	（別紙1）端末回線伝送機能（補正申請）（H14131認可）の網使用料算定根拠のDの のcより

C. 施設設置負担金相当の加算料

・2線式

区分	コスト等	備考
1回線あたりコスト（円/月）	527	（別紙1）端末回線伝送機能（補正申請）（H14131認可）の網使用料算定根拠のEの より
1回線あたり局舎～引込分岐点間相当コスト（円/月）	468	x Aの のb

D. 第2群ループ回線に加算する加算額（1回線あたり）

区分	コスト等	備考
局舎～引込分岐点間	1,095	Aの
主配線盤	15	B ÷ 2
負担金相当の加算料	468	Cの
加算額の原価計（円/月）	1,578	+ +
第2群ループ回線の収容効率係数	1.57	カッド内の回線収容の差異をもとに設定（H14年度特別調査）
第2群ループ回線に加算する加入者回線3スト（円/月）	899	x (- 1)

(2) 料金の算定

・ 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能

イ 第2群の伝送方式を用いるもの(7) 当社の局内スリッパを利用する場合

区分	料金	備考
第1群ループ回線に適用する料金（円/回線・月）	247	（別紙2）端末回線伝送機能（H14131認可）の網使用料算定根拠のGの より
第2群ループ回線に加算するコスト（円/回線・月）	899	(1)のDの
料金（円/回線・月）	1,146	+

・ 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能

イ 第2群の伝送方式を用いるもの(7) 当社の局内スリッパを利用しない場合の 以外の場合

区分	料金	備考
第1群ループ回線に適用する料金（円/回線・月）	1,790	（別紙1）端末回線伝送機能（補正申請）（H14131認可）の網使用料算定根拠のEの より
第2群ループ回線に加算するコスト（円/回線・月）	899	(1)のDの
料金（円/回線・月）	2,689	+

・ 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能

イ 第2群の伝送方式を用いるもの(7) 当社の局内スリッパを利用しない場合の 電話重畳する場合

区分	料金	備考
第1群ループ回線に適用する料金（円/回線・月）	30	（別紙2）端末回線伝送機能（H14131認可）の網使用料算定根拠のGの より
第2群ループ回線に加算するコスト（円/回線・月）	899	(1)のDの
料金（円/回線・月）	929	+

投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	6,277,955 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) ()	20,270 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0032 (C)

投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

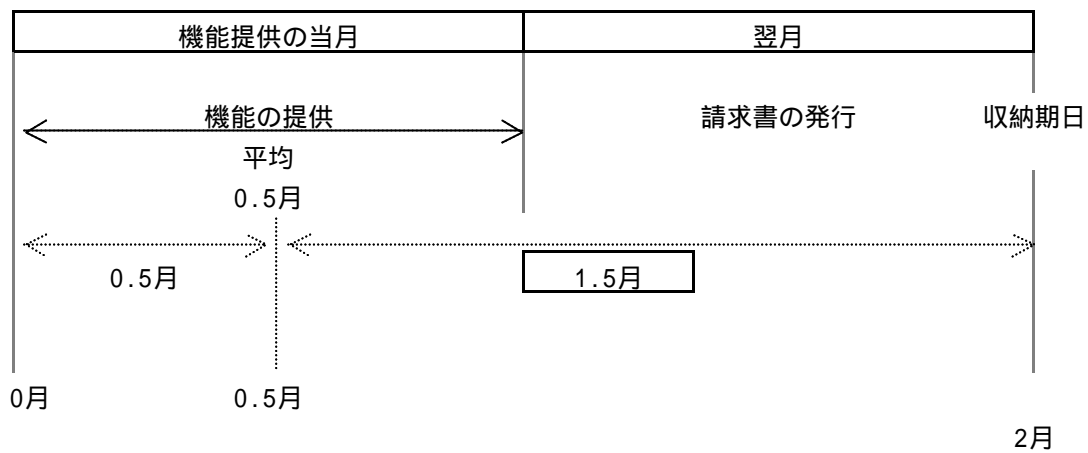
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	7,565,395 (A)
貯蔵品 ()	26,829 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0035 (C)

貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

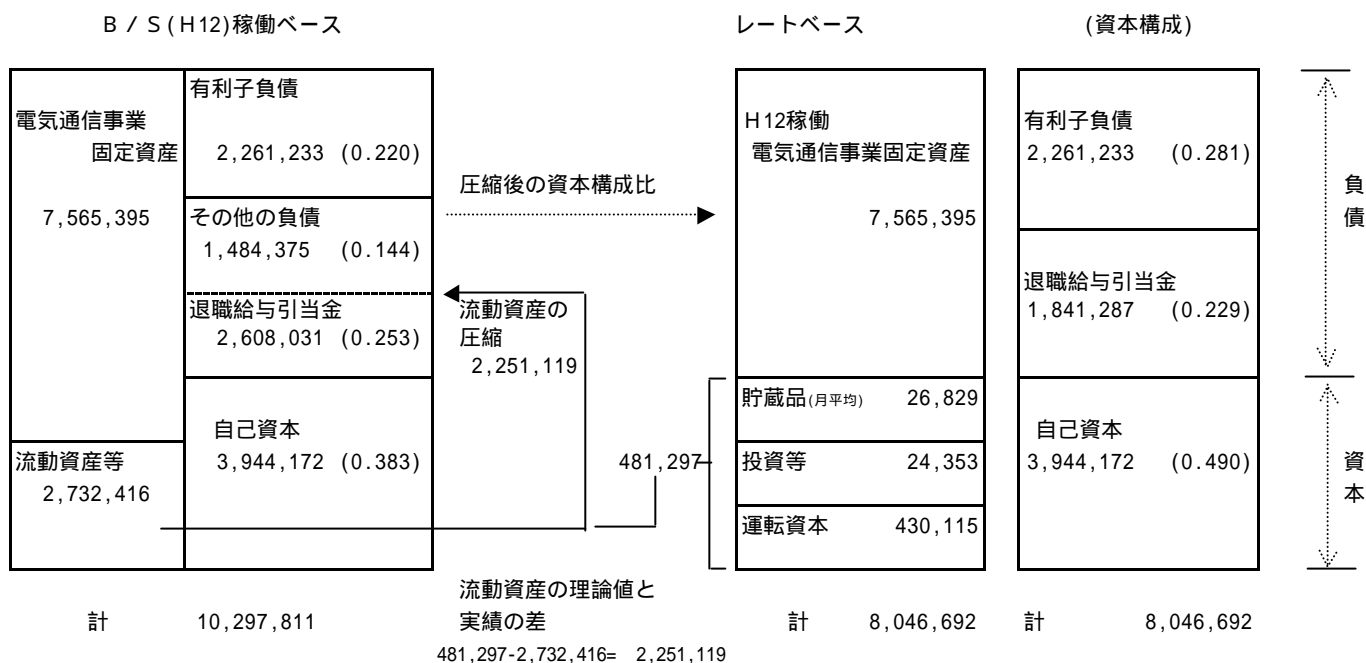
$$= \frac{1.5 \text{ カ月}}{12 \text{ カ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)



(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(2,261,233 + 1,841,287)}{\text{負債}} \div \frac{8,046,692}{\text{負債資本合計}} = 0.510$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{2,261,233}{\text{有利子負債}} \div \frac{(2,261,233 + 1,841,287)}{\text{負債の合計}} = 0.551$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.551}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = 0.449$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.510}{\text{他人資本比率}} = 0.490$$

他人資本利率の算定

(1)有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成12年度実績とした。

有利子負債に対する利率 = 2.74%

(単位：%)

年度	12
区分	
他人資本利率	2.74

(注)借入金の平均利率である。

(2)有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利率相当率 = 2.00%

(単位：%)

年度	8	9	10	11	12	平均
区分						
他人資本利率	2.98	2.20	1.50	1.69	1.64	2.00

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利率

他人資本利率 = $2.74\% \times 0.551 + 2.00\% \times 0.449$ = 2.41%

(有利子負債に対する利率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	10	11	12	H12 単年
主要企業の自己資本利益率(注1)	1.18	0.90	2.35	-
値の適用	x	x		-
リスクフリーレート(注2)	1.50	1.69	1.64	-
-	-	-	0.71	-
選択される自己資本利益率	= 0.6 (注3)	-	2.07	<u>2.07</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成12年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) 値については、昨年度と同値(0.6)とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成10、11年度については、主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

区分	年度					平均
	8	9	10	11	12	
主要企業の自己資本利益率	4.19	3.04	1.18	0.90	2.35	<u>2.33</u>

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成12年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.07%

利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 69.87%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

税引前利益を y 、税額を x_n とする。

事業税実効税率

事業税額を x_1 とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.101 \qquad x_1 = \frac{0.101}{1+0.101} \times y = \underline{0.0917y}$$

法人税実効税率

法人税額を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0917y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2725y} \end{aligned}$$

道府県民税実効税率

道府県民税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2725y \times 0.05 = \underline{0.0136y} \end{aligned}$$

市町村民税実効税率

市町村民税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2725y \times 0.123 = \underline{0.0335y} \end{aligned}$$

税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.4113y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.4113y}{(1-0.4113)y} = \frac{0.4113y}{0.5887y} = 0.6987$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.4113y$
税引後利益 $z = (1-0.4113)y$

(別紙1) 端末回線伝送機能の算定根拠(補正申請)・・・(H14.1.31補正申請、H14.1.31認可の網使用料算定根拠より抜粋)

B. 加入者回線

メタル設備のみを用いる加入者回線

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	920,216	ア-イ-ウ
ア.メタル設備のみを用いる加入者回線	928,583	(1)のメタル設備のみを用いる加入者回線
イ.DSL回線対等対応機能コスト	2	DSL回線対等対応機能1回線あたりコスト<=40円(別紙3の9-③cより)×対象回線数4275回線(料金設定に使用した回線数の1より)×12ヶ月
ウ.加算料相当コスト(94回線のみ使用回線相当)	8,365	Aの加算料相当コスト(890百万円)を991-L2回線数に占める94回線のみを用いる回線数の割合<=2183/991回線/66.761588回線(料金設定に使用した回線数の1の991-L2の回線形別回線数より)で移分
b. 回線数(回線)	62,189,797	料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線(3線式(タイプ1))・月)	1,233	a÷b÷12ヶ月

D. 主配線盤

メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	22,547	(1)のメタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
b. 回線数(回線)	62,211,661	料金設定に使用した回線数の1より
c. 1回線あたりコスト(円/回線(3線式(タイプ1))・月)	30	a÷b÷12ヶ月

E. 料金の設定

基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 当社の局内スイッチを利用しない場合の(ア)(イ)以外の場合

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	1,790	Bのc+Dのc+加算料 2線式

加算料

-2線式

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	527	Aの加算料(円/回線・年)÷12ヶ月

(別紙2) 端末回線伝送機能の算定根拠・・・(H13.11.8認可申請、H14.1.31認可の網使用料算定根拠より抜粋)

G. 料金の設定

基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のイ 当社の局内スイッチを利用しない場合の(イ) 電話重畳する場合

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	30	Dの c

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のア 当社の局内スイッチを利用する場合

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	247	Dの c + 別紙6の1-(2) Aのg + 別紙6の1-(2) Bの i x 2